

令和8年 下呂市農業委員会第6回総会議事録

開催日時	令和8年6月3日	14:00~16:00
開催場所	下呂総合庁舎 大会議室	
出席委員	2 番 熊崎 秀幸 3 番 石原郁夫(推) 7 番 熊崎 升美 8 番 中川 輝男(推) 9 番 小田 忍(推) 10 番 田中 覚章(推) 11 番 寶 賢一 12 番 二村 浩 13 番 二村 昭司(推) 15 番 鎌倉 宏之 16 番 福井 順也 17 番 中島 次郎(推) 18 番 今井 明浩(推) 19 番 熊崎 徹(推) 20 番 中桐 由起子(推) 21 番 中島 義雄 22 番 谷口 寿貴 23 番 中島 悠 24 番 日下部 道男(推) 25 番 井戸 克彦(推)	
欠席委員	1 番 今井 学 2 番 熊崎 秀幸 3 番 石原郁夫(推) 4 番 嶋田 浩 5 番 熊崎 みどり 6 番 中島 義彦 14 番 中島 尊治 26 番 杉山 裕(推)	
議事日程	第1 会長あいさつ 第2 議事録署名者 第3 議事 議事 22 号 農地法第3条の規定による許可申請について 議事 23 号 農地法第4条の規定による許可申請について 議事 24 号 農地法第5条の規定による許可申請について 議事 25 号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用促進計画素案(一括契約)の意見決定について 議事 26 号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用促進計画素案(権利移転)の意見決定について 第4 その他	
事務局長	開催に先立ち、農業委員会法に基づき、全農業委員数14名、本日の出席数9名で定足数を満たしておりますので、本会議が成立することを申し添えます。 なお、本日は会長と職務代理が欠席のため、議長の選出をお願い致します。 議長の指名については、本日の農業委員の出席者の中で年長者である中島義彦委員にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。 【異議なし】 ご異議無いようですので、中島義彦委員に議長をお願いします。 中島義彦委員は、議長席へ移動をお願いします。	
議 長	それでは只今から審議に入らせていただきます。 審議に先立ちまして、本日の議事録署名委員を指名いたします。 15 番 鎌倉 宏之 委員 16 番 福井 順也 委員 をお願いいたします。	
議 長	議案第22号 農地法第3条の規定による許可申請について別紙のとおり承認申請書が提出されましたので意見を決定したく提案いたします。 議案の2ページをお開きください。こちらの案件につきまして、事務局説明をお願いいたします。	

事務局	議案第22号 農地法第3条の規定による許可申請について説明いたします。今回の申請内容については、無償による所有権移転が2件、有償による所有権移転が3件提出されています。 番号1については農振農用地ではありません。全部耕作条件・常時従事要件ともに問題ありません。周辺の面的な利用は問題なく、地域計画対象農地ではありません。 番号2については農振農用地ではありません。全部耕作条件・常時従事要件ともに問題ありません。周辺の面的な利用は問題なく、地域計画対象農地ではありません。 番号3については農振農用地ではありません。全部耕作条件・常時従事要件ともに問題ありません。周辺の面的な利用は問題なく、地域計画対象農地ではありません。 番号4については農振農用地です。全部耕作条件・常時従事要件ともに問題ありません。周辺の面的な利用は問題なく、地域計画対象農地ですが、担い手については未定で、地域計画の目標達成に影響はありません。 番号5については農振農用地ではありません。全部耕作条件・常時従事要件ともに問題ありません。周辺の面的な利用は問題なく、地域計画対象農地ではありません。 譲受人は現在***区内に居住していますが、申請地に隣接する家屋を購入のうえ転居し、農地の耕作を行う予定とのことです。 以上、農地法第3条申請について審議をお願い致します。
議 長	ただいま事務局より説明がございました農地法第3条申請2件につきまして、担当委員より状況説明をお願いいたします。
8番	1番について説明します。場所は***駅から100メートルほどの場所です。譲渡人は譲受人の叔父にあたります。申請地は何年も前から譲受人が耕作されており引き続き耕作されるため問題無いと思います。 2番について説明します。場所は***から300メートルほどの場所です。譲渡人と譲受人は従弟同士で、譲渡人の自宅から申請地が離れているため、申請地に近い譲受人に譲り渡すものです。現在、申請地は荒れた状態ですが、適正に管理するとのことで問題無いと思います。
16番	3番について説明します。場所は***の手前200メートルほどの場所です。譲渡人はご高齢で耕作困難なため、譲受人が管理するとのことで問題無いと思います。
17番	4番について説明します。場所は***から山手に300メートルほど上がった場所です。前回の申請では相続して土地を売買したいとのことでしたが、登記が済んだため譲受人に渡すものです。申請地は手入れされていませんが、譲受人がきちんと管理をしていくとのことで問題無いと思います。
18番	5番について説明します。場所は***の川を挟んだ向かい側の山裾です。昭和57年に譲渡人と譲受人が土地を交換した際に登記が漏れていたことが判明したため申請に至りました。譲受人が畑として耕作しており、農地として使用しているため特に問題はありません。
議 長	ご意見、ご質問がないようですので裁決を取ります。農地法第3条許可申請5件について、許可することにご異議ない方の挙手を求めます。 【挙手全員】
議 長	ご異議ないものと認め、許可することに決定いたします。

議 長	議案第23号 農地法第4条の規定による許可申請について別紙のとおり許可申請書が提出されましたので意見を決定したく提案いたします。 議案の3ページをお開きください。
議 長	事務局より状況説明をお願いいたします。
事務局	議案第23号農地法第4条の規定による許可申請について説明させていただきます。今回の申請内容については、一般個人住宅への転用が1件、面積については、畑693㎡です。 番号1については、申請地を一般個人住宅として利用したいため、転用許可を求めるものです。申請地は、中山間地域等の未整備の小規模農地であることから、第2種農地に該当すると判断され、代替地はありません。一般基準として転用の確実性が認められ、隣接する農地の同意は得られていることから、問題は無いと思われます。 なお、この申請については申請人から始末書が添付されている追認案件となります。 以上、農地法第4条申請について審議をお願い致します。
議 長	ただいま事務局より説明がございました農地法第4条申請につきまして、担当委員より状況説明をお願いいたします。
10番	番号1については、身辺整理で発覚したため申請に至りました。平成17年に相続され、相続前から現在まで周囲の農地に影響はないと思われます。
議 長	状況説明が終了いたしました。こちらの案件につきまして、ご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。
議 長	ご意見、ご質問がないようですので裁決を取ります。農地法第4条許可申請1件について「許可相当」と意見を付することにご異議ない方の挙手を求めます。 【挙手全員】
議 長	ご異議ないものと認め、「許可相当」と県へ進達いたします。
議 長	議案第24号 農地法第5条の規定による許可申請について別紙のとおり許可申請書が提出されましたので意見を決定したく提案いたします。 議案の5ページをお開きください。
議 長	農地法第5条許可申請5件につきまして、事務局より状況説明をお願いいたします。
事務局	議案第24号 農地法第5条の規定による許可申請について説明いたします。 今回の申請内容については、一般個人住宅への転用が3件、貸駐車場・資材置場への転用が1件、その他バス待合室への転用が1件、面積については田40㎡、畑734㎡です。 番号1については、申請地を譲り受け、借家の庭として利用したいため、転用許可を求めるものです。農地区分は、申請地は500m以内に***駅、***があることから、第2種農地に該当すると判断され、代替地はありません。一般基準として転用の確実性が認められ、隣接する農地の同意は得られていることから、問題は無いと思われます。 番号2については、申請地を譲り受け、一般個人住宅として利用したいため、転用許可を求めるものです。農地区分は、申請地は、500m以内に***があることから、第2種農地に該当すると判断され、代替地はありません。一般基準として転用の確実性が認められ、隣接する農地はないことから、問題は無いと思われます。

事務局	番号3については、申請地を譲り受け、一般個人住宅(物置)として利用したいため、転用許可を求めるものです。農地区分は、申請地は、500m以内に***があることから、第2種農地に該当すると判断され、代替地はありません。一般基準として転用の確実性が認められ、隣接する農地の同意は得られていることから、問題は無いと思われます。なお、この申請については申請人から始末書が添付されている追認案件となります。 番号4については、申請地を譲り受け、バス待合室として利用したいため、転用許可を求めるものです。農地区分は、申請地は、中山間地域等の未整備の小規模農地であることから、第2種農地に該当すると判断され、代替地はありません。一般基準として転用の確実性が認められ、隣接する農地は申請者のものであることから、問題は無いと思われます。なお、この申請については申請人から始末書が添付されている追認案件となります。 番号5については、申請地を譲り受け、左官業資材置場として利用したいため、転用許可を求めるものです。農地区分は、申請地は、中山間地域等の未整備の小規模農地であることから、第2種農地に該当すると判断され、代替地はありません。一般基準として転用の確実性が認められ、隣接する農地は申請者のものであることから、問題は無いと思われます。なお、この申請については申請人から始末書が添付されている追認案件となります。
議 長	ただいま事務局より説明がございました農地法第5条申請5件につきまして、担当委員より状況説明をお願いいたします。
2番	1番について説明します。場所は***の西側に道をはさんで隣接している場所です。畑の右側にある建物と一緒に譲り受け、建物を借家として使用し、畑部分を庭として使い安全で快適な居住環境を確保したいとのことでした。 隣の農地の所有者には承諾を得ていますので問題ないと思います。
事務局	担当委員が欠席のため、事務局が代読します。 2番について説明します。場所は***より東に400mほど進んだ国道41号線より南へ約100m進んだ市道沿いの土地です。譲渡人と譲受人は親族関係にあり、土地は休耕地の畑であり、住宅として利用するものです。現地は市道に挟まれた土地で、西側も住宅地であり問題はないと考えます。
7番	3番について説明します。申請地には物置があり、内々で物置を譲っていたため、土地を売買した際に登記地目が変更されていないことがわかり、今回追認案件で申請されました。
事務局	担当委員欠席のため、事務局が代読します。 4番について説明します。場所は***の手前**と**との間を繋いでいる地下路があります。地下路の隣にバス停があり、御厩野区民がバス停を利用するときのために、雨に濡れないように待合室を作って使われていた。既に作られている追認案件となっています。申請人が御厩野区に土地を貸すということで使用貸借の許可を求めています。
16番	5番について説明します。場所***の手前50mくらいの所です。購入した土地のうち1筆が農地だったため申請されました。隣接する土地は譲受人の土地のため問題無いと思います。
議 長	状況説明が終了いたしました。こちらの案件につきまして、ご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。
議 長	ご意見、ご質問がないようですので裁決に移ります。農地法第5条許可申請5件について「許可相当」と意見を付することにご異議ない方の挙手を求めます。 【挙手全員】

議 長

ご異議ないものと認め、「許可相当」と県へ進達いたします。

議 長

議案第25号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用促進計画素案の意見決定について別紙のとおり促進計画素案が提出されましたので意見を決定したく提案いたします。事務局説明をお願いします。

事務局

議案第25号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用促進計画素案(一括契約)の意見決定について説明いたします。

農地中間管理事業法に基づき市長より農用地利用促進計画素案の意見照会があったため、農業委員会の意見を求めるものであります。

議案の農用地利用促進計画素案をご覧ください。今回は権利設定が11筆提出されています。向かって左部分は土地の情報、真ん中が土地所有者の情報、右側が新たに権利を受ける者として審議していただく素案となっています。権利設定の借受希望農業者は2名です。

次に今後のスケジュールについて説明します。

本日の農業委員会で意見決定後、市より農地中間管理機構に対し農用地利用促進計画案を提出し、県で正式に認可され、6月30日から権利設定されることとなります。

以上、農用地利用促進計画素案(一括契約)の意見決定について審議をお願いいたします。

議 長

ただいまの案件についてご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。

議 長

ご意見、ご質問がないようですので裁決を取ります。

農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用促進計画素案(一括契約)の意見決定について、原案の通り決することにご異議ない方の挙手を求めます。

【挙手全員】

議 長

ご異議ないものと認め、原案の通り承認いたします。

議 長

議案第26号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用促進計画素案の意見決定について別紙のとおり促進計画素案が提出されましたので意見を決定したく提案いたします。事務局説明をお願いします。

事務局

議案第26号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用促進計画素案(権利移転)の意見決定について説明いたします。

農地中間管理事業法に基づき市長より農用地利用促進計画素案の意見照会があったため、農業委員会の意見を求めるものであります。

議案の農用地利用促進計画素案をご覧ください。今回は権利設定が4筆提出されています。向かって左部分は土地の情報、真ん中が現在の借受人、右側が新たに権利を受ける者として審議していただく素案となっています。

次に今後のスケジュールについて説明します。

本日の農業委員会で意見決定後、市より農地中間管理機構に対し農用地利用促進計画案を提出し、県で正式に認可され、6月30日から権利移転されることとなります。

以上、農用地利用促進計画素案(権利移転)の意見決定について審議をお願い致します。

議 長

ただいまの案件についてご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。

議 長	ご意見、ご質問がないようですので裁決を取ります。 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用促進計画素案(権利移転)の意見決定について、原案の通り決することにご異議ない方の挙手を求めます。 【挙手全員】
議 長	ご異議ないものと認め、原案の通り承認いたします。
議 長	以上で本日の案件は全て終了となります。その他何かありましたらご意見伺います。
議 長	その他、ご意見、ご質問はありませんか。
議 長	以上をもちまして、第6回 下呂市農業委員会を閉会します。 16時00分閉会
	※総会終了後、農地利用最適化推進会議を行った 本日の会議につき、相違ないことの証に署名する。 下呂市農業委員会 番 番